

平成26年10月24日
習志野市
四市第2斎場候補地
庁内検討委員会

四市第2斎場候補地庁内検討委員会における四市第2斎場候補地について
の中間報告

四市複合事務組合（以下、「四市組合」という。）から照会のあった第2斎場建設候補地の選定について、下記のとおり中間報告します。

1. 四市第2斎場建設候補地について

四市組合の斎場事業における四市第2斎場建設候補地として、四市組合から提示されている条件をすべて満たす市有地は見出すことはできないが、次項を精査した上で、茜浜衛生処理場及び（仮称）茜浜一般廃棄物最終処分用地の一部を候補地として提案することは可能であると考えます。

2. 候補地を提案する際に精査すべき事項

- (1) 当該用地は、市の都市計画上、火葬場とは別の行政目的を有して都市計画決定を為した土地であり、都市計画を変更するためには、「習志野市一般廃棄物処理計画」等の改正が必要であること。
- (2) 茜浜衛生処理場用地は既存施設が稼働中であり、平成27年12月に施設の稼働終結を予定しており、その後、都市計画決定等変更手続きが必要であること。
- (3) 近辺は流通業を中心とする工業団地であることから、これまでの良好な操業環境の維持に最大限の配慮と努力、工夫をするとともに、周辺道路は大型貨物自動車の往来が激しいため、道路形態の環境整備や、交通渋滞や事故の防止に取り組む必要がある。

※なお、この他四市組合に対し回答する際の要望すべき事項については、別途協議するものとする。

なお、今回の中間報告は市の最終決定ではありません。

次回以降の検討委員会において、以上の点をさらに精査し、四市複合事務組合に回答いたします。

経過報告

1. 庁内検討委員会の開催経過

第1回庁内検討委員会 平成26年8月27日開催

場所：仮庁舎4階 委員会室

議題：(1) 八千代市桑橋の計画地での建設中止について

(2) 第2斎場建設用地の提供に係る検討について

検討委員会終了後、全庁に対し、四市第2斎場候補地の提示について、9月1日を期限に依頼。

第2回庁内検討委員会 平成26年10月24日開催

場所：仮庁舎4階 委員会室

議題：報告 (1) 経過について

(2) パブリックコメントの結果と本市の考え方について

議題 (1) 四市第2斎場候補地について及び市長への中間報告について

2. 庁内検討委員会での協議経緯

四市第2斎場建設候補地は、四市組合より、早急に新たな斎場用地を確保し、事業を進めたいとの意向があることから、8月27日の庁内検討委員会において、市有地に限定し、庁内各部に対し、四市組合から提示された条件を満たす候補地について照会したところ、候補地として2か所が提示された。

(1) 候補地① 茜浜衛生処理場 (16,000㎡)

当該用地は、現在、し尿処理施設が稼働している。

下水道の普及、一般家庭の水洗化により処理量は年々減少しているが、汲み取りし尿等は今後も残り、引き続きその処理は必要となる。

現在、平成27年4月より、し尿処理業務を市川市へ委託するための事務手続きを行っているが、平成27年3月まで収集したし尿の処理期間として最低3カ月、処理したし尿の薬剤処理にそれから3カ月かかることから、余裕を見て、平成27年12月には処理が終了し施設が停止する見込みである。

当初、本市は茜浜衛生処理場を休止とすることとしていたが、四市第2斎場の候補地とする場合、廃止手続きを行うこととなる。廃止するためには、建設費の補助金である国庫補助金及び千葉県補助金の返還、また、施設設備更新及び縮小化整備に伴う地域活性化・生活対策臨時交付金の返還手続き等に関し、

国・県との協議が必要であり、協議の期間が別途必要である。

さらに、都市計画決定の変更が必要であり、当然のことながら、現在の施設解体が必要である。

当該施設の敷地面積は16,000㎡であるため、面積要件を満たしていないが、隣接する茜浜一般廃棄物最終処分場用地の一部を活用することで、四市組合が提示している面積要件を満たすことができる。このような条件ではあるが、平成28年1月以降は稼働していない見込みであることから、諸々の条件を解決することを要件とした上で、四市第2斎場候補地として提示することは可能であると判断する。

(2) 候補地② (仮称) 茜浜一般廃棄物最終処分場用地 (40,800㎡)

この用地は、千葉県企業庁から最終処分場用地の使用を目的として取得したもので、3筆の土地(東側より、12,798㎡、8,002㎡、20,000㎡)で構成されている。この用地は、現在、東日本大震災時に発生した瓦礫等の廃材の置き場としている他、資材置き場として、事業者3者に貸し出しを行っている。

現在、市域外への搬出処理で行っている一般廃棄物の最終処分を行えなくなった際、市として一般廃棄物の最終処分を行う場所であるから、この用地を四市第2斎場用地としてすべて使用した場合、本市の一般廃棄物最終処分場用地がなくなる。最終処分場用地を本市内に確保しておくことは極めて重要であるため、全ての用地を四市第2斎場候補地とすることはできない。

しかし、この用地のうち、茜浜衛生処理場に接する、東側の12,798㎡を茜浜衛生処理場用地と合わせると28,798㎡となり、四市組合が提示している面積要件を解決することができる。ただ、この東側の用地は企業庁から無償譲渡された土地のため、企業庁との協議は必要である。

また、この用地のうち、3,100㎡については、不燃物処理場として都市計画決定がされている。

このような条件ではあるが、本市内に一般廃棄物最終処分場を確保しておく観点から、企業庁から譲渡された一般廃棄物最終処分場用地40,800㎡のうち、茜浜衛生処理場と、隣接する最終処分場東側用地を合わせることで、四市第2斎場候補地として提示することは可能であると判断する。

以上のことから、四市第2斎場建設に必要とする用地面積を満たし、かつ、現在および将来の土地利用、周辺の環境等を勘案すると、四市第2斎場の建設候補地としては、候補地①の茜浜衛生処理場用地16,000㎡と、候補地②の(仮称)茜浜一般廃棄物最終処分場用地の一部12,798㎡を合わせた2

8, 798 m²を候補地として提案することは可能であると考える。

3. 周辺環境と候補地（茜浜衛生処理場、最終処分場用地）への配慮

（1）（仮称）茜浜一般廃棄物最終処分場

本市における最終処分場用地の必要性については前記のとおりであるが、最終処分場用地を四市第2斎場の候補地と位置付けるに際しては、将来を想定し、最終処分場の面積は可能な限り多く確保した中で、必要最小限の範囲での区域を四市第2斎場候補地とすべきものと考ええる。また、当初と異なる用途の土地利用を図ることから、千葉県企業庁との協議は必要である。

そもそも、この最終処分場は市外に搬出している産業廃棄物（溶融飛灰）の受け入れ先がなくなった時に使用する、いわば非常用の処分場で、当初の予定では年間1万トンの廃棄物を40,000 m²の土地で20年間使用可能としており、この間に新たな受け入れ先を探すとされていた。現在では溶融処理方式の清掃工場となっており、年間1,549トン（平成25年度）の廃棄物が発生量となっている。

（2）茜浜衛生処理場

茜浜衛生処理場は、前記のとおり、下水道の普及、一般家庭の水洗化により処理量は年々減少しているが、汲み取りし尿等は今後も残り、引き続きその処理は必要となる。

現在、平成27年4月よりし尿処理業務を市川市へ委託するための事務手続きを行っており、平成27年3月までに収集したし尿の処理については、し尿の処理期間として最低3カ月、処理したし尿の薬剤処理にそれから3カ月かかることから、余裕を見て、平成27年12月には処理が終了し施設が停止する見込みである。ただ、国・県への補助金の返還手続き等に関する協議に必要な時間が別途必要である。

4. 候補地を提供することの効果

（1）斎場利用における利便性の向上

超高齢社会の進展により、死亡者数がさらに多くなることから、斎場は市民生活に不可欠な施設であることは言うまでもない。

現在、市民は馬込斎場を利用しているが、市内に式場が少ないことや四市組合の構成市合計の死亡者数に比し馬込斎場の式場数が少ないことで、時期によっては葬儀まで数日待たなければならない状況にある。

火葬についても、平成26年の冬には月間に対応できる件数を上回る需要が見込まれていることから、平成26年の冬には午前9時から午後3時までの各正時に加え、午後3時20分の時間帯を新設し、1日の最大火葬件数を

40件とし、平成30年の冬には、月4日間の友引の日（現在は火葬を行っていない）にも実施する暫定措置を講じる計画とされている。

現在の馬込斎場の火葬料金は3,700円であるが、馬込斎場の火葬能力が限界に達した場合、近隣市の斎場の利用を選択せざるを得ず、その際、非常に高額な利用料金を負担して火葬しなければならなくなる。また、老朽化が進んでいる馬込斎場の改修計画にも大きな影響が出る。併せて、改修中の火葬については、火葬までにかかる日数が長期になるなど、かなりの制限を受けることとなる。

四市第2斎場が建設された場合、これらの課題が解消されることにより、斎場利用の利便性は飛躍的に向上することが考えられる。

（2）斎場へのアクセスが容易

現在、馬込斎場を利用するに当たっては、周辺の交通事情からやや不便な状況をきたしている。

衛生処理場・最終処分場用地の一部を四市第2斎場の候補地とした場合、当該地周辺はすでに道路網が整備されており、市民のアクセスは都市計画道路3・3・3号線を、八千代市からのアクセスは都市計画道路3・3・1号線等を経由することにより当該地へのアクセスが容易なものとなる。

四市第2斎場は四市が共同で運営する施設であることから、特定の市の市民が優先的に利用することは出来ないが、施設を設置する地域的な利便性から、本市の市民の利用割合が必然的に高くなるものと思われる。

さらに、船橋市の海浜地区からも同様な状況により、馬込斎場の利用よりも容易なものとなることが考えられるものである。

（3）財政面の寄与

将来計画であり、設計業務を行っていないことから、現状では正確な数値は把握できないが、参考として、平成17年に単独で開設した県内同規模の市の施設（火葬炉4基、式場3室）では、建設費だけで約42億9,000万円となっており、八千代市桑橋で計画されていた第2斎場の建設費は概算で96億2,000万円である。そのうち本市の負担割合18.1%であるので、本市負担額は17億4,122万円となっていた。

年間の運営、維持管理費等は、県内同規模の市の施設では約1億9,000万円となっており、平成25年度の四市組合の斎場事業に係る本市の負担金は、約5,800万円である。

斎場事業は四市組合で運営した方が、四市としても本市としても効率的かつ安定的に運営され、財政負担が軽減される。

5. 候補地を提供する場合の影響

当該用地は流通業を中心とする工業団地の中にある。四市第2斎場に関する車両の通行は1日900台と予想されている。現在でも当該用地周辺は大型車が多く通行していることから、周辺企業の操業環境を守ること、また、交通事故の防止と案内に十分な対策が必要である。

一方で、斎場からの煙、臭気、ダイオキシンなどについては、四市組合が計画している斎場の建物には、煙が出るような煙突はない。煙や臭気等は集塵装置等によってフィルターを通して処理され、その保全目標値は法的規制値よりかなり厳しい値が設定されており、無煙・無臭を確保している。

県内他市では、平成17年に市営斎場を開設したが、その前後において周辺の地価公示価格は斎場建設の影響を受けていない。

6. 市議会、パブリックコメント、市民説明会、商工会議所からの意見

(1) 市議会平成26年第3回定例会

(ア) 一般質問

平成26年第3回定例会では、3人の議員より四市第2斎場についての一般質問が行われた。

質問の要旨は、

- ・第2斎場について
- ・四市複合事務組合第2斎場建設について
- ・第2斎場建設用地に関する現状と課題は何か

であり、当局の答弁として、

- ・平成26年8月22日付けで、四市複合事務組合より本市に対し「第2斎場建設用地の提供に係る検討の要請について」という文書が送付された。
- ・内容は、八千代市桑橋における第2斎場の建設計画を断念したことに伴い、新たな斎場用地について提供を検討して欲しいというもの。
- ・本市としては、現在の馬込斎場の火葬能力が限界に達しつつあることから、新たな斎場用地の確保は、四市100万市民にとって、喫緊の課題であると認識している。

・用地検討要請を受け、全庁的に検討するため、庁内に、検討委員会を設置し、8月27日に第1回目の会議を開催し、検討作業を開始した。と答弁している。

これに対し、各議員からの主な再質問の内容として、

- ・馬込斎場の火葬能力の限界はどのように推計されているのか。市はこの状況についてどのような認識でいるのか。
- ・四市組合からの新たな斎場用地の照会に対し「提案できるものとは言い

難しい」と回答した主旨は何なのか。

- ・現在、庁内検討委員会で候補地となり得る用地の抽出作業を進めているとのことだが、候補地となり得る用地を見出すことができた場合、本市が斎場設置を受け入れるということになるのか。
 - ・四市複合事務組合から提示された5つの条件を満たす候補地は、市内にあるのか。
 - ・すでに習志野市では候補地の想定がなされているのではないのか。
 - ・庁内検討委員会は、いつまでに結論を出す予定なのか。
 - ・第二斎場建設用地に関する現状と課題は何か。
- などがあり、それぞれ答弁を行った。

(イ) 発議案

平成26年第3回定例会において、議員発議で「四市第2斎場建設に関する意見書について」が提出され、9月30日に可決された。

意見書で求められている事項は、

- ・検討すべき用地は、市民や事業者の理解が得られる可能性の高い土地であること。
 - ・検討すべき用地の周辺の方々の理解を十分得られるよう、最大限の努力をすること。また、四市組合に対しても周辺の理解を得るための努力をしよう求めること。
 - ・検討すべき用地が周辺環境との調和が図られ、本市都市計画の方向性と整合する施設整備とすることを四市組合に求めること。
 - ・本施設に係る建設及び施設運営に係る契約行為や雇用については、本市市内業者、本市市民優先を原則とすることを四市組合に約束させること。
 - ・本市市民生活への影響をできるだけ避けるため、本市以外の地域から検討すべき用地へ出入りする車両は、本市の住宅地内を通過しないことを四市組合に約束させること。
 - ・四市組合の財政的負担が最小限にとどまるよう、これまで八千代市桑橋での建設計画事業で投入した資源のうち流用できるものは最大限活用しよう四市組合に求めること。
- である。

(2) パブリックコメント

平成26年10月1日より17日まで、パブリックコメント「四市第2斎場候補地の提供について(案)」を実施し、8名の方からご意見を頂戴した。

頂いた意見の主なものとして、

- ・火葬料について、「非常に高額」では理解できない。具体的なケースで説

明してほしい。

- ・大地震発生に伴う液状化が心配である。
- ・今後の発展を考えていくうえで、海側への建設は反対である。
- ・四市第2斎場の運営要件に適合する用地があれば、候補地として提供すべきである。ただし、住宅地内での建設は反対である。
- ・候補地を明確にしたうえで、住民説明を行ったり意見を求めるべきではないのか。
- ・「検討のためのあまり時間は残されていない」では理解できない。具体的に描くべき。
- ・四市第2斎場が市内に建設されることにより、周辺の地価が下落してしまうのではないのか。
- ・習志野市に斎場を建設することは反対である。なぜ一番小さな習志野市に建設するのか。
- ・習志野市内に斎場を建設することは基本的に賛成だが、建設するにあたって、メリット、デメリットをもう少し詳細に説明してほしい。
- ・用地があるならば、建設すべきである。ただし、周辺の方々の理解を得るために、十分な説明を行ってほしい。
- ・斎場とはわからないようなおしゃれな建物にしてほしい。名称についても、イメージが暗くならないような名称にしてほしい。
- ・建設に当たっては、周辺の環境問題、道路問題、また、斎場に来る車による渋滞、騒音問題について、十分配慮するよう組合に対し要請すべき。などがあった。

(3) 市民説明会

市民の皆様には四市組合を構成する四市が置かれている斎場の状況と、本市が四市第2斎場候補地を四市組合に提供することについてご理解いただくため、市民説明会を下記会場・日程にて開催し、合計7名の参加があった。

- ・10月14日 東習志野コミュニティセンター 参加者3名
- ・10月15日 大久保公民館 参加者3名
- ・10月16日 ゆいまーる習志野 参加者1名

ご来場いただいた方からお寄せいただいた意見の主なものとして、

- ・推進するに当たり、都市計画の大幅な見直しが必要と聞いているが、それには相当の時間がかかるのではないのか。
- ・平成31年10月供用開始の期限に間に合うのか。
- ・四市組合議会で議決し、四市組合から本市に対し検討を要請があった裏には、候補地があるという前提があるのではないのか。

- ・広報に、内容を端的に掲載すべきでないのか。情報開示がもっと必要ではないか。
- ・「概ね充足する用地がある」とのことだが、その用地はどこにあるのか。
- ・平成19年に検討した土地が点在しているとのことだが、その場所は住宅にどれだけ影響があるのか。住宅地からどれくらい離れているのか。
- ・民有地に適地があれば、候補地とすることは可能なのか。
- ・八千代市で説明会に5年かかったとのことだが、どのような問題があったのか。習志野市でも了解が得られるまでに5年かかるのではないか。
- ・市民からの反対があった場合、撤回する可能性はあるのか。第2斎場は四市のどこかにできれば良いのか。

などがあった。

(4) 習志野商工会議所

市内商工業の発展と事業者の福祉の増進を図っている習志野商工会議所に対し、本市が四市第2斎場の建設候補地を提供することについて説明を行ったところ、

- ・事業を進めること自体には反対しない。必要不可欠な施設であるとの認識である。
- ・斎場が市内に設置されれば新たな雇用の創出等、市内経済活動の活性化にもつながる。
- ・周辺事業者説明等にあたっては、市は大義名分をしっかりと示されたい。
- ・周辺環境整備が重要であり、周辺緑化、交通問題の解消等も含めて、四市組合に申し入れをすべきである。
- ・斎場の名称に地名が入るのは地名のイメージが損なわれるので避けた方がいいのではないか。

などの意見が出された。

また、習志野商工会議所へは、平成26年10月17日付けで、本市が四市第2斎場の建設候補地を提供することについてのご意見、ご要望についていただきたい旨、依頼を行っており、現在回答を待っている状態である。

7. 結語

斎場施設は、市民生活には不可欠の施設である。

馬込斎場は、平成31年の冬には、能力の限界を超えるとの予測がなされておりますことから、構成市域内に二番目となる斎場を設置することは喫緊の課題となっている。

二番目となる斎場については、構成する四市のいずれかの場所に設置しなければならぬ施設であることから、四市組合から本市に照会のあった四市第2

斎場建設候補地の選定について、斎場の業務特性を考慮した上で、立地条件、及び土地の周辺地域における本市の諸計画、環境面等から検討してきたところである。

その結果、四市第2斎場候補地としては、衛生処理場及び最終処分場用地の一部を候補地として提案することは可能であるとの結論に至ったところである。

一方で、その建設に際しては当該地の置かれている環境を損なわないよう、施設、設備の意匠、緑化等への配慮を十分に行う必要がある。また、今後の清掃事業における廃棄物処理に支障をきたさないよう最小限の用地面積とすることが必要である。

あわせて、この候補地で建設される場合、前述の国・県への補助金・交付金の返還が新たに発生する。この費用について、四市組合に負担を求めていく必要がある。